

歌志内市ふるさと応援寄附条例

(目的)

第1条 この条例は、歌志内市のまちづくりの応援に賛同する個人、法人その他の団体からの寄附金を財源として、当該寄附を行った個人、法人その他の団体（以下「寄附者」という。）の意向を具体化し政策に反映することにより、多様な人々の参加による魅力あるふるさとづくりに資することを目的とする。

(寄附者による使途の指定)

第2条 寄附者は、規則で定めるところにより、自らの寄附金の使途をあらかじめ指定することができる。

(基金の設置)

第3条 寄附者から收受した寄附金を適正に管理運用するため、歌志内ふるさと応援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(寄附者への配慮)

第4条 市長は、基金の積立て、管理及び処分その他の運用に当たっては、寄附者の意向が反映されるよう配慮しなければならない。

(積立て)

第5条 基金として積み立てる額は、第1条に規定する目的に沿って寄附された寄附金の額とする。

(管理)

第6条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(基金の収益処理)

第7条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第8条 市長は、第1条に規定する目的を達成するため、規則で定める場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

歌志内市ふるさと応援寄附条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、歌志内市ふるさと応援寄附条例（平成20年条例第14号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業の指定等)

第2条 条例第2条の規定に基づき、寄附者が寄附金の使途をあらかじめ指定するときは、次に掲げる事業の中から指定するものとする。

- (1) 地域コミュニティの推進に関する事業
- (2) 子育て支援及び教育・文化とスポーツの振興に関する事業
- (3) 地域の活性化に関する事業
- (4) その他、地域振興のため市長が必要と認める事業

2 市長は、寄附者が条例第2条の規定による寄附金の使途の指定をしないときは、前項各号に掲げる事業の中から当該寄附金を充てるべき事業を指定するものとする。

3 市長は、前項の規定による指定を行ったときは、当該寄附金に係る寄附者にその内容を報告するものとする。

(寄附の申込み)

第3条 寄附の申込みは、寄附申込書（様式第1号）により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、同項に規定する方法以外の方法で寄附の申込みを行うことができる。

(寄附金の額)

第4条 寄附金は、1口1,000円とする。ただし、市長が認めるときはこの限りでない。

(公序良俗に反する寄附金の取扱い)

第5条 市長は、申込みに係る寄附金を受け入れることが公の秩序又は善良の風俗に反すると認めるときは、当該寄附金の受入れを拒否し、又は既に收受した寄附金を返還することができる。

2 市長は、前項の規定により寄附金の受入れを拒否し、又は既に收受した寄附金を返還したときは、その理由及び経過を記録しておくものとする。

(寄附金台帳)

第6条 市長は、寄附金の適正な管理を図るため、歌志内市ふるさと応援寄附金台帳（様式第2号）を整備するものとする。

(基金の処分)

第7条 条例第8条で定める場合は、第2条第1項各号に掲げる事業を行う場合とする。

(運用状況等の公表)

第8条 市長は、毎年5月末日までに、歌志内ふるさと応援基金の運用状況、前年度の寄附者の氏名又は名称、寄附金の額その他必要な事項を公表するものとする。ただし、寄附者が希望しない場合は、氏名等を公表しないものとする。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。